

三井住友海上プライマリー生命では、環境負荷低減のため、インターネット上で閲覧・ダウンロードいただけるWeb版の「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」をご提供しています。

ご契約のしおり・約款／特別勘定のしおり

QRコードから
閲覧する方法

右記のQRコードよりご覧ください。
※QRコードは(株)デンソーウエーブの登録商標です。



三井住友海上
プライマリー生命の
ホームページから
閲覧する方法

- 1 三井住友海上プライマリー生命ホームページ
(https://www.ms-primary.com)にアクセスし、「商品情報」をクリック
- 2 「Web版 ご契約のしおり・約款／特別勘定のしおり」をクリック
- 3 検索コードを入力して「検索」をクリック 検索コード **0300017881**

※QRコードおよび検索コードは、ご契約後にお送りする保険証券にも記載しています。
※冊子をご希望のお客さまには、申込書にチェックいただくことで、後日、三井住友海上プライマリー生命よりお送りいたします。



自然保護活動に役立てていきます。

三井住友海上プライマリー生命では、Webでの閲覧のご協力により削減される印刷費用の一部を、自然保護活動への支援金として寄付しています。

契約内容のご確認について

ご契約者の皆さまに、ご契約の成立後、三井住友海上プライマリー生命よりお申込みいただいたご契約内容等の確認のため、ご連絡させていただく場合がございます。

ご検討、お申込みに際しては、
「ご契約のしおり・約款」等を必ずご確認ください。

「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」は、ご契約についての大変な事項、必要な保険の知識等についてご説明しているものです。必ずご確認ください。

公的保険制度についてご理解ください。

様々なリスクに備えるための保険には、「公的保険」とそれを補完する面をもつ「民間保険」があります。
その民間保険のご検討にあたっては、公的保険の保障内容をご理解いただき、そのうえで必要に応じた民間保険にご加入いただくことが重要となります。

生命保険募集人について

この保険のお申込みに際しては、必ず変額保険販売資格を持った生命保険募集人にご相談ください。
生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。お客さまが三井住友海上プライマリー生命の生命保険募集人の登録状況・権限等に関する確認をご希望の場合には、三井住友海上プライマリー生命の下記照会先までご連絡ください。

公的保険制度は、コチラの
金融庁ホームページで
ご確認いただけます。



募集代理店からのお知らせ

- ・ この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。
預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。
- ・ この保険にご契約いただくか否かが、お客さまと募集代理店との他の取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- ・ 法令上の規制により、お客さまの勤務先によっては、お申込みいただけない場合があります。

この保険の正式名称は、目標設定特則付変額個人年金保険（10）です。ご契約内容の確認・変更等のお問合せについて、ゆうちょ銀行以外の日本郵政グループ会社窓口では承ることができませんので、ご了承ください。

[募集代理店]

株式会社 ゆうちょ銀行

ゆうちょ銀行Webサイト
<https://www.jp-bank.japanpost.jp/>

[引受保険会社]

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル

資料請求・お問い合わせ フリーダイヤル **0120-142-605**<https://www.ms-primary.com>

未来に、いっそうの輝きを。
それが、私たちの願いです。

三井住友海上プライマリー生命の
変額個人年金保険【据置型】

三井住友海上プライマリー生命

届くしあわせ

目標設定特則付変額個人年金保険（10）



契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報) 兼 商品パンフレット

この書面は、「契約締結前交付書面」と「商品パンフレット」で構成されています。「契約締結前交付書面」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に必ず十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

商品パンフレット P.1

契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報) P.19



この商品は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする**生命保険**で
あり、ゆうちょ銀行の商品ではありません。
預貯金とは異なり、また、元本割れすることがあります。特別勘定の運用実績等に
より、損失が生じるおそれがあります。

[募集代理店]

JP ゆうちょ銀行

[引受保険会社]

三井住友海上プライマリー生命
MS&AD INSURANCE GROUP



「届くしあわせ」は、あなたのさまざま

ニーズにお応えし、しあわせをお届けします。

「届くしあわせ」は **たのしみ** をお届けします

「運用成果自動確保機能」

*お選びいただいた目標値に解約払戻金額が到達したら、運用成果を自動的に確保します。

一時払保険料(基本保険金額)より解約払戻金額が…

10%ふえたら
受取りたい。

15%ふえたら
受取りたい。

20%ふえたら
受取りたい。

じっくり運用してから
受取りたい。

目標値 110%

目標値 115%

目標値 120%

設定なし

*運用成果を確保すると、たのしみなお便りが届きます。

ご注意ください

◆この保険には、お客さまにご負担いただく費用があります。また、特別勘定の運用実績等により損失が生じるおそれがあります。

詳しくは P.27~28へ

「基本保険金額の100%保証」

運用実績にかかわらず、基本保険金額の100%を最低保証します。

年金原資
として

年金受取開始日
前日の積立金額

いずれか
大きい額

基本保険金額の
100%

死亡保険金
として

死亡時の
積立金額

いずれか
大きい額

基本保険金額の
100%

*解約した場合、上記の最低保証はありませんので、解約払戻金額が一時払保険料を下回る可能性があります。

当冊子での表記について

- ・「目標達成」とは、解約払戻金額が目標金額(基本保険金額に目標値を乗じた額)に到達することを意味します。
- ・「年金受取」とは、年金支払のことを意味します。

「届くしあわせ」の特徴 ~あなたの「豊かなセカンドライフ」のために用意されたプランです~



特徴1

運用成果を自動で **かくほ** します

「運用成果自動確保機能」

* 積立期間をご選択いただけます。

契約時に積立期間15~20年より、1年刻みでお選びいただけます。

* 目標値を設定いただけます(一時払保険料(基本保険金額)に対して)。

目標値 110%

目標値 115%

目標値 120%

設定なし



ご注意 契約日以後は、積立期間の変更、目標値の設定・変更・解除をすることはできません。

契約日の1年経過以後から、毎日、目標達成の判定を行います。

解約払戻金額*が目標達成した場合、自動的に運用成果を確保します。

詳しくは P.9へ

〈イメージ図〉

契約時に
目標値を設定

特別勘定での運用

契約日の1年経過以後から
目標達成の判定を毎日行います。

目標達成
運用成果
自動確保

お払込みいただいた一時払保険料
は、契約初期費用を控除することなく
全額を特別勘定で運用します。

**一時
払
保
険
料**
(基本保険金額)

特別勘定繰入額

基本保険金額

積立金額

ご注意
契約後1年未満で目標
達成しても運用成果を
確保しません。

1年

積立期間(15~20年)

目標達成時の
解約払戻金額

解約
控除

A

目標達成した場合



(1年後から)
年金での受取

または
(すぐに)
一括での受取

詳しくは P.9へ

目標達成していない場合/
目標値を設定していない場合



年金受取開始日前日の積立金額を年金
原資として年金または一括でお受取り
いただけます。



基本保険金額の100%を年金原資として
年金または一括でお受取りいただけます。

一括での受取

または
年金での受取

最低年金原資
(基本保険金額 × 100%)

年金受取期間

年金受取開始日

積立期間満了

*解約払戻金額は、積立金額から解約控除額を差引いた金額です。なお、契約日からの経過年数が10年以上の場合は解約控除がかからないため、目標達成の判定は積立金額で行います。解約払戻金についての詳細は、P.25をご覧ください。

※上図はイメージ図であり、死亡保険金額、積立金額等を保証するものではありません。実際の死亡保険金額、積立金額等は運用実績に応じて変動(増減)します。

※上図は、積立期間中に解約、一部解約がなかった場合のものです。解約した場合は、解約払戻金額が一時払保険料を下回る可能性があります。

ご注意ください

◆この保険には、**お客さまにご負担いただく費用があります**。また、**特別勘定の運用実績等により損失が生じるおそれがあります**。

詳しくは P.27~28へ

具体的に契約例でみてみましょう



ご契約例

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	年金受取人
本人(60歳)	本人(60歳)	妻(55歳)	本人(60歳)

積立期間

15年

一時払保険料
(基本保険金額)

1,000万円

目標金額
(一時払保険料×目標値)

1,200万円

目標値

120%

〈イメージ図〉

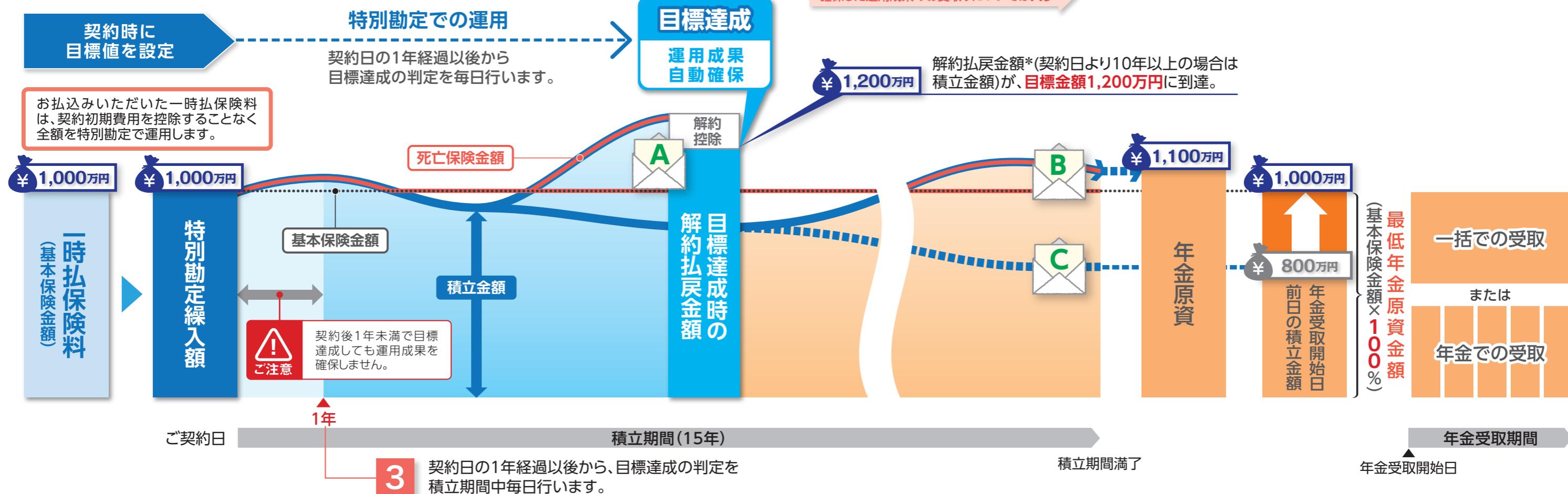
1 一時払保険料1,000万円をお払込みいただきます。

2 一時払保険料は、初期費用を控除することなく、1,000万円全額を特別勘定に繰入れます。

4 目標達成したら、自動的に運用成果を確保します。(特別勘定での運用は終了し、一般勘定へ振替えます。)

5 積立期間満了時までに目標達成しなかった場合は、年金原資として基本保険金額の100%を最低保証します。

詳しくはP.10へ



*解約払戻金額は、積立金額から解約控除額を差引いた金額です。なお、契約日からの経過年数が10年以上の場合は解約控除がかからないため、目標達成の判定は積立金額で行います。解約払戻金についての詳細は、P.25をご覧ください。

※上図はイメージ図であり、死亡保険金額、積立金額等を保証するものではありません。実際の死亡保険金額、積立金額等は運用実績に応じて変動(増減)します。

※上図は、積立期間中に解約、一部解約がなかった場合のものです。

!
ご注意ください

◆この保険には、**お客さまにご負担いただく費用があります**。また、**特別勘定の運用実績等により損失が生じるおそれがあります**。

詳しくは P.27~28へ

運用のしくみと特別勘定について

この保険の運用実績(ユニットプライスの騰落率等)については、三井住友海上プライマリー生命のホームページの「ユニットプライス」「特別勘定運用レポート」のページでご確認いただけます。

運用のしくみ

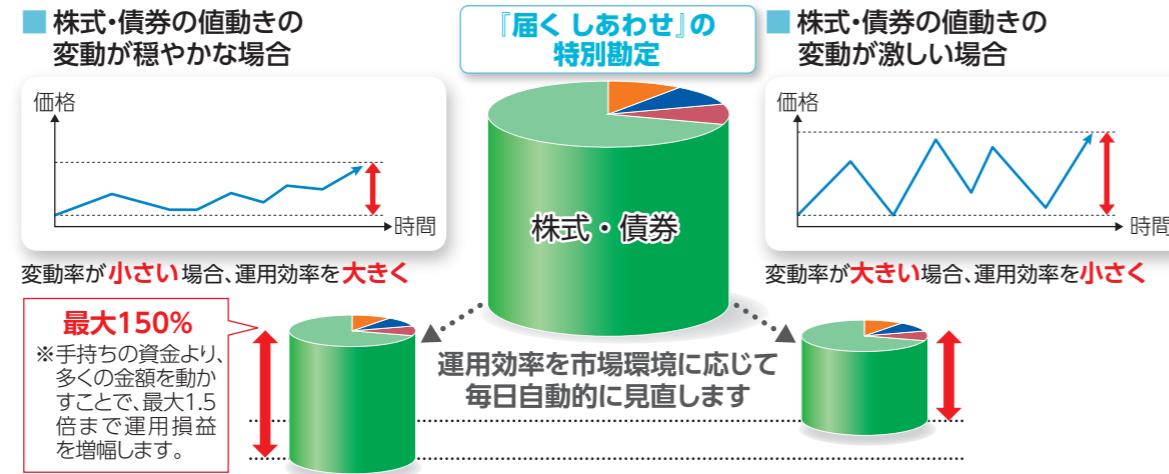
- 安定的な運用を維持するため、リスクコントロール機能により、運用効率を日次で調整します。
- 株式および債券の2資産で構成し、株式については、5つのマーケットに分散投資します。株式の各マーケットへは、上昇局面にあるときに投資を行います。局面の判定は、月1回行います。
- 一時払保険料は、ご契約の申込日からその日を含めた8日目のユニットプライスを基準として翌日に特別勘定に繰入れられます。ただし、契約日が申込日からその日を含めた8日目の翌日以後となる場合には、契約日のユニットプライスを基準として翌日に繰入れられます。

リスク・コントロール機能

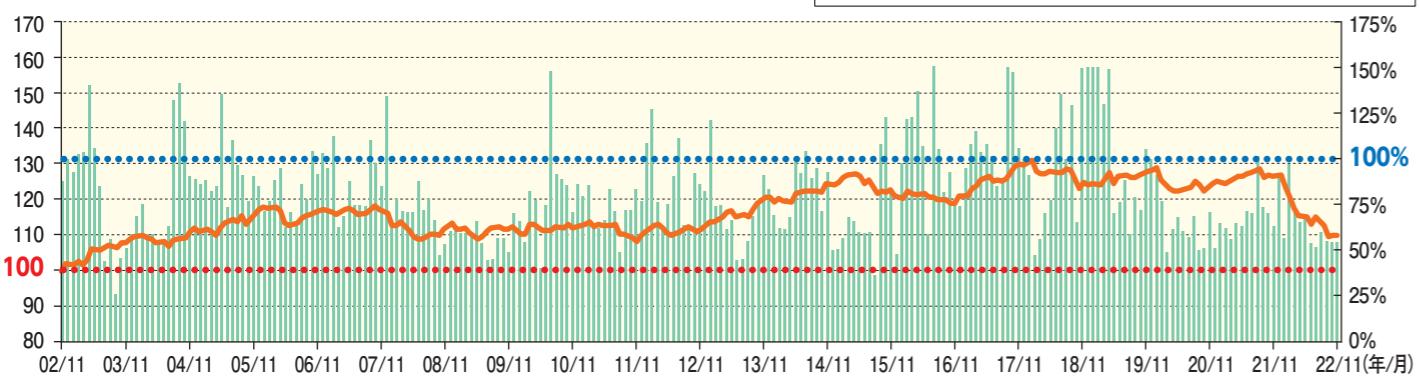
毎日

安定的な運用を維持するため、毎日、運用効率の見直しを自動的に行います。

株式・債券の値動きの変動が激しい場合は、株式・債券の運用効率を小さくし、リスクをコントロールします。一方値動きの変動が穏やかな場合は株式・債券の運用効率を大きく(最大150%)し、資産の成長を目指します。



* 株式・債券の運用効率と合成インデックスの推移



[グラフについて]

- 上記のグラフは、「届くしあわせ」の特別勘定と同じ運用手法に従って運用したと仮定し計算したデータに基づいて、2002年11月末から2022年11月末の株式・債券の運用効率の推移(右軸)と2002年11月末を100とし、合成インデックスで運用を行ったと仮定した場合の実績の推移(左軸)をグラフ化したもののです。
- 保険関係費・資産運用関係費を控除した数値です。
- 合成インデックスは、株式と債券を合成して運用したと仮定して算出したものです。(費用控除後)
- Munich Reinsurance Companyのデータを基に三井住友海上プライマリー生命が作成したものです。

[使用インデックス先物] 日経225指数、S&P500指数、NASDAQ-100指数、EUROSTOXX50指数、DAX指数、日本10年国債、米国10年国債、ドイツ10年国債



- 当資料は、過去のインデックスを用い、運用を行ったと仮定した場合のシミュレーション結果です。よって、**変額個人年金保険「届くしあわせ」の実際の特別勘定によるシミュレーションではありません**。また、**将来の株式・債券の運用効率および合成インデックスの推移の確実性を示唆あるいは保証するものではありません**。
- 各種情報の内容につきましては万全を期しておりますが、その内容を保証するものではありません。三井住友海上プライマリー生命ならびに募集代理店は、これらの情報の利用によって生じたいかなる損害についても一切の責任を負いません。また、変額個人年金保険「届くしあわせ」を通じて参考指標に直接投資できるわけではありません。
- Munich Reinsurance Companyは、当資料で言及されているMunich Reinsurance Companyのデータの正確性を保証するものではなく、かつそれらに関する三井住友海上プライマリー生命による使用ならびにそれらを基にしたグラフ・シミュレーション・数値その他の当資料中のいかなる記載に関しても、一切責任を負うものではありません。

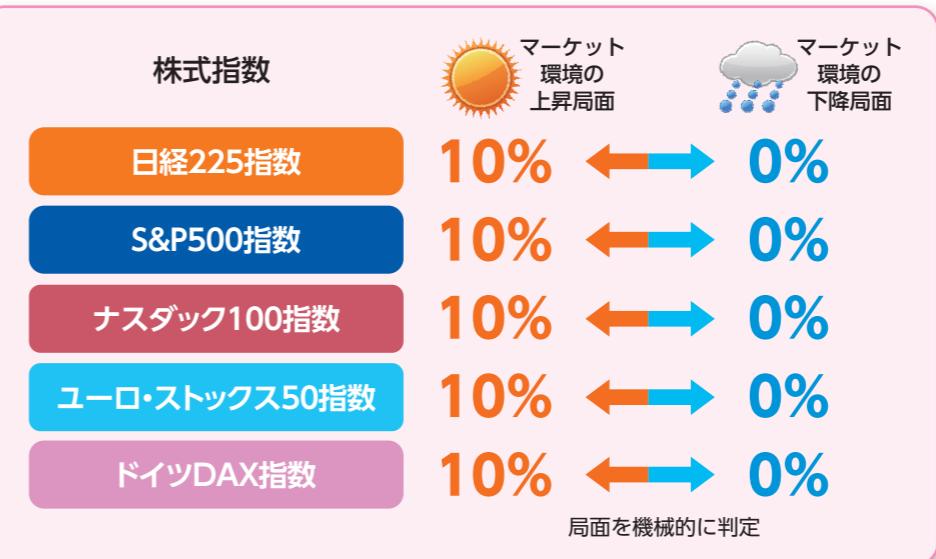
特別勘定

特別勘定の名称	主な投資対象となる投資信託	運用方針	運用会社
バランス R20	SMAM・マルチアセット VJ	実質的に国内外の株式・債券に分散投資を行うことにより、長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。	三井住友DS アセットマネジメント 株式会社

運用資産の構成(株式・債券)

月1回

株式は5つのマーケットの株式指数先物へ投資を行い、残りの割合を債券に投資します。資産の構成は、月1回見直します。

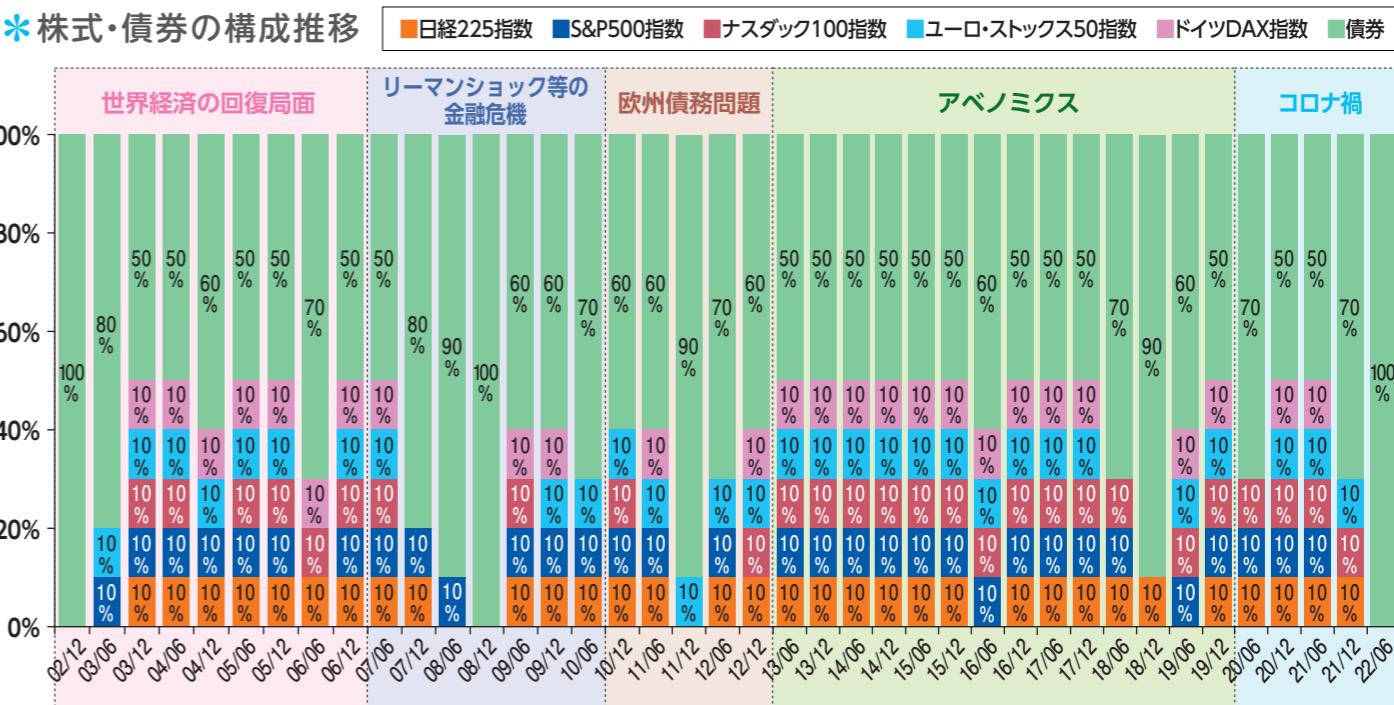


株式は左の5つのマーケットの株式指数先物へ投資を行います。上昇局面にあるときに投資を行い(10%)、下降局面にあるときには投資しません。残りの割合を国債先物(日本国債、米国債、ドイツ国債、各1/3ずつ)に投資します。

※各株式指数に投資が行われるときは必ず10%になります。したがって、株式指数先物への投資は最大で50%になります。

※運用にあたって外貨建ての株式および債券については、実質的に円で為替ヘッジされています。

* 株式・債券の構成推移

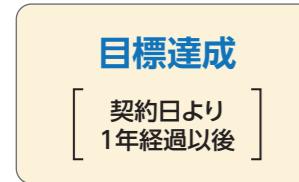


[グラフについて]

- 上記のグラフはMunich Reinsurance Companyのデータを基に2002年12月から2022年6月までの株式・債券の構成推移を三井住友海上プライマリー生命がグラフ化したものです。運用資産の構成は、月1回見直されますが、上記のグラフでは参考として6か月ごとのデータを表示しています。

目標達成した場合について

目標達成した場合、郵送にてお知らせします。運用成果のお受取りは、年金でも一括でも可能です。

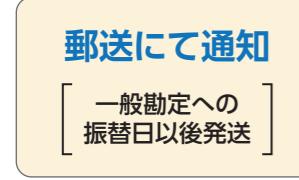


- 解約払戻金額の増減を三井住友海上プライマリー生命が毎日チェックします。
これによりお客さまが自ら頻繁にチェックする必要が無くなり、運用成果を確保するタイミングを逃すことがありません。

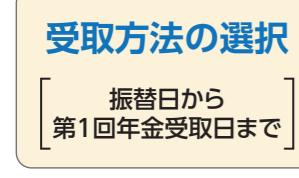


- 運用成果を確保した時点で特別勘定から一般勘定へと自動的に振替えます。
振替日以後、振替えた額(一般勘定振替額)が変動することはありません。

※運用成果として確保された解約払戻金額は一般勘定に振替えられますので、再度特別勘定に戻すことはできません。



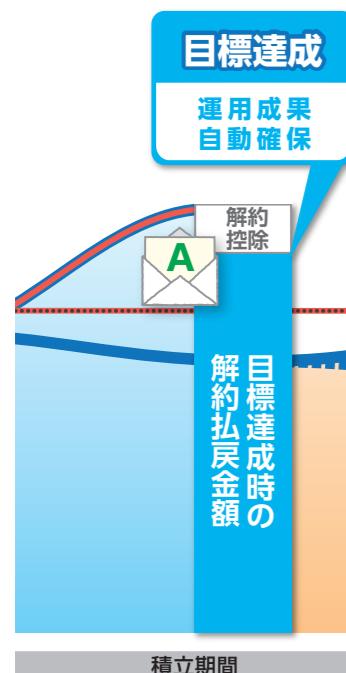
- 「目標達成のお知らせ」を三井住友海上プライマリー生命から郵送いたします。



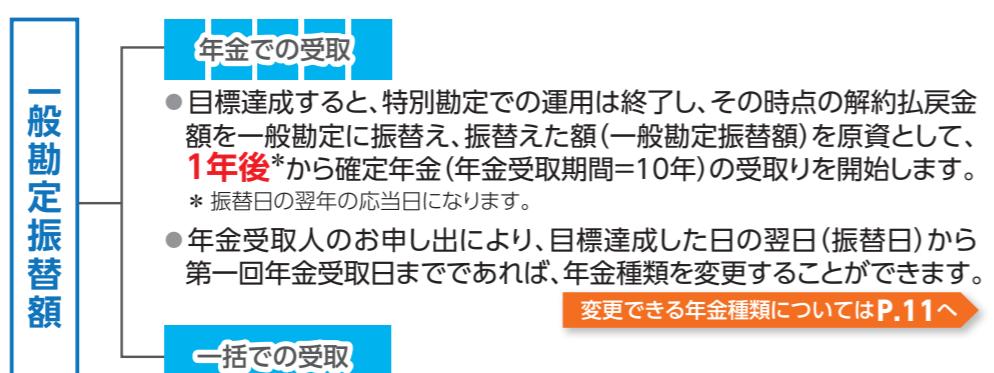
- 目標達成した日の翌日(振替日)を起算日として、その翌年(1年後)の振替日の応当日から年金受取が開始されます。受取方法は確定年金(年金受取期間:10年)となります。

※ 年金受取人は、振替日から第1回年金受取日までの間に、受取方法等を変更することもできます。

変更できる年金種類についてはP.11へ



受取方法は以下からご選択いただけます



- ご注意**
- 将来受取る年金額は、目標達成した日の解約払戻金額(一般勘定振替額)を原資として、振替日における基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいて計算され算出されますので、ご加入時には定まっていません。
 - 目標達成の判定は、積立金額から解約控除額を差引いた解約払戻金額で行います。したがって、積立金額が目標金額に到達しても目標達成とはなりません。なお、契約日からの経過年数が10年以上の場合は解約控除がかからないため、目標達成の判定は積立金額で行います。

目標達成しなかった、または目標値を設定していない場合について

年金原資の最低保証

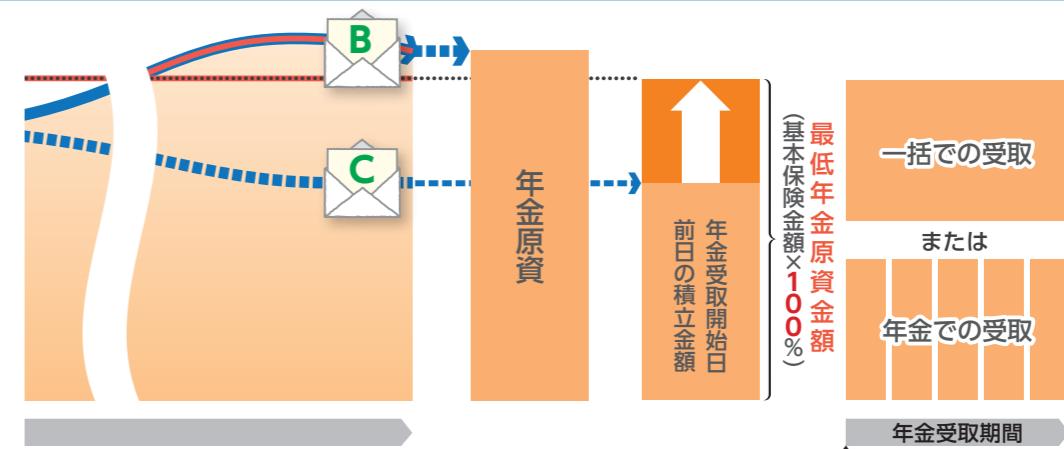
運用実績にかかわらず、基本保険金額の100%が最低保証されます。

年金受取開始日前日の積立金額が基本保険金額を上回っていた場合

▶ 年金受取開始日前日の積立金額を年金原資として、年金のお受取りを開始します。

年金受取開始日前日の積立金額が基本保険金額を下回っていた場合

▶ 基本保険金額の**100%**を年金原資として、年金のお受取りを開始します。
一括でのお受取りを選択しても、基本保険金額の**100%**が受取れます。



※上図は年金原資の最低保証をご理解いただくためのイメージ図です。



年金原資の最低保証は、積立期間満了をもって保証されますので、積立期間中に解約した場合、および定額年金に移行した場合には、年金原資の最低保証はありません。

受取方法の選択

契約時にご選択いただいた受取方法となります。

ただし、ご契約者のお申し出により、年金受取開始日前に限り年金種類を変更することができます。
また、年金でのお受取りにかえて年金原資を一括でお受取りいただくこともできます。

変更できる年金種類についてはP.11へ



将来受取る年金額は、年金原資および年金受取開始日における基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいて計算され算出されますので、ご加入時には定まっていません。

定額年金への移行

ご契約者のお申し出により、契約日から5年以上経過し、かつ積立期間中であれば、解約払戻金を原資とした定額年金に移行することができます。

選択できる年金種類についてはP.11へ



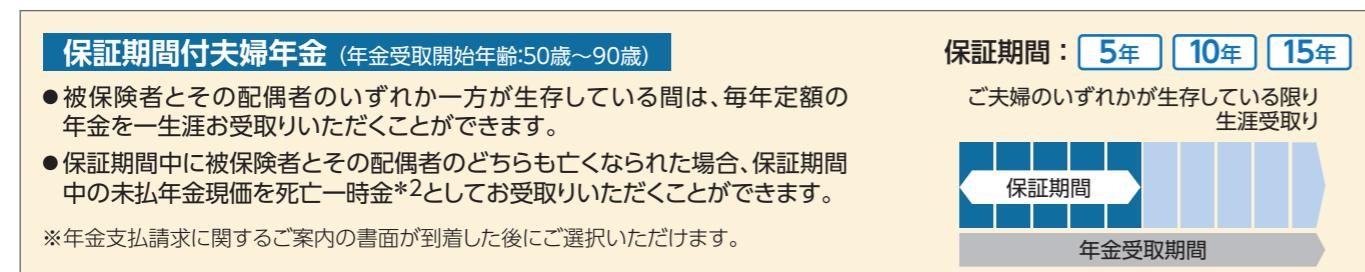
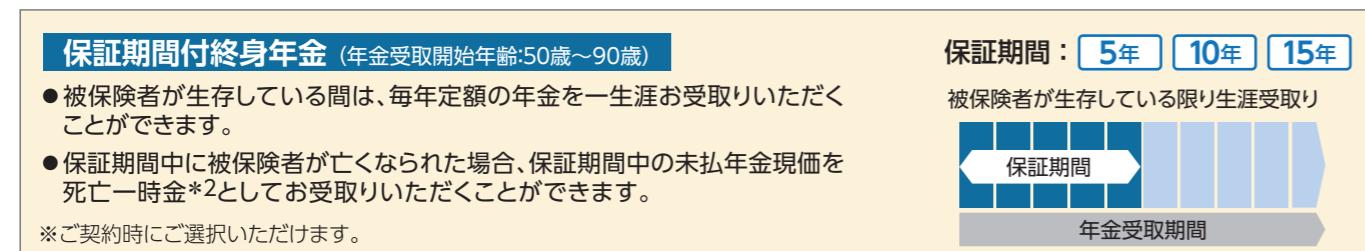
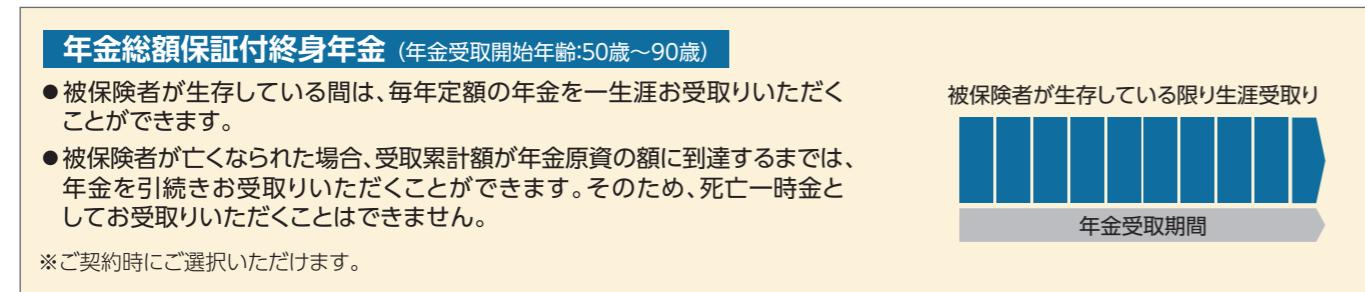
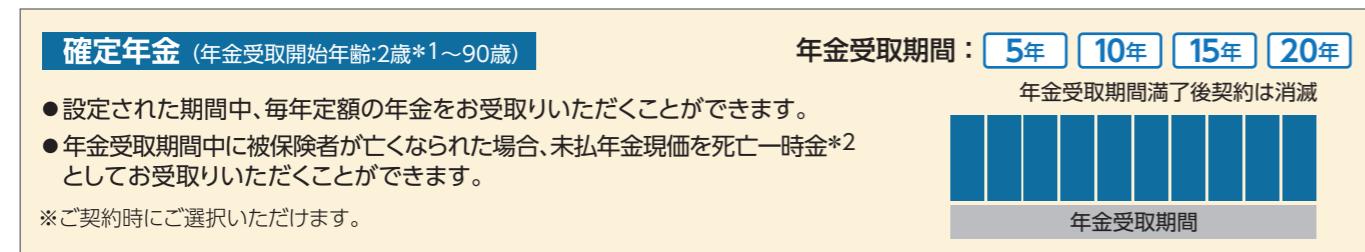
- 将来受取る年金額は、解約払戻金を原資として、移行日における基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいて計算され算出されますので、ご加入時には定まっていません。
- 定額年金への移行後の年金受取開始日は、契約締結時の年金受取開始日となります。

【定額年金への移行についての留意事項】

- 定額年金への移行日は、移行の請求を三井住友海上プライマリー生命が受けた日の翌日からとなります。ただし、定額年金への移行後の年金額が10万円に満たない場合は、定額年金への移行はお取扱いしません。
- 定額年金への移行後は、特別勘定では運用されません。また、特別勘定での運用に戻すこともできません。
- 定額年金への移行後は、年金原資の最低保証はなくなるため、年金原資が一時払保険料を下回る可能性があります。

年金種類について

4種類の年金からご選択いただけます。また、年金種類の変更を行うことができます。
ただし、取扱可能な年金受取開始年齢の範囲内であることが必要です。



*1 目標達成していない場合・目標値を設定していない場合は15歳となります。

*2 死亡一時金のお受取りにかえて、保証期間満了(確定年金の場合は年金受取期間満了)まで引き継ぎ年金としてお受取りいただくこともできます。

ご注意

- 将来受取る年金額は、年金原資[一般勘定振替額]および年金受取開始日[振替日]の基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいて計算され算出されますので、ご加入時には定まっていません。
- 年金受取期間中は、年金管理費が控除されます。
- 確定年金以外の終身年金は、被保険者(夫婦年金の場合はご夫婦の両方)が早期に亡くなられる、保証期間中に年金の一括受取をされる等の場合には、受取総額が年金原資を下回ることがあります。

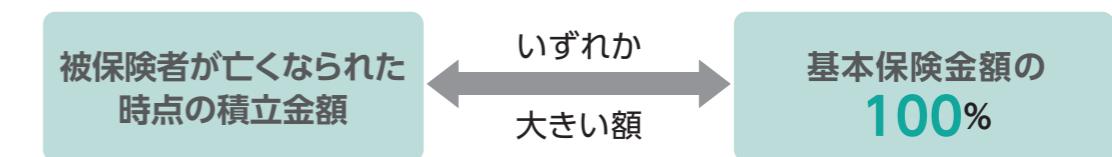
【お取扱いについての留意事項】

- 確定年金の最終年金受取日における被保険者の年齢は105歳以下である必要があります。
- 保証期間付夫婦年金における配偶者とは、年金受取開始日前日における配偶者です。なお、配偶者と被保険者との年齢差は±15歳以内に限ります。
- 年金額が10万円未満の場合は、年金受取開始日前日の積立金額を第1回の年金受取日に一時金として全額お受取りいただき、ご契約は消滅しますので、年金としてお受取りいただくことはできません。
- 年金額が3,000万円を超える場合は、年金額は3,000万円となります。3,000万円を超える部分の年金原資相当額は一時金として第1回の年金受取日にお受取りいただけます。
- この保険でお受取りいただく年金は、年1回でのお受取りとなります。
- 年金受取開始日前に限り、契約者(目標達成後の場合は年金受取人)のお申し出により、年金種類を変更することができます。

死亡保障について

積立期間中に被保険者が亡くなられた場合、死亡保険金は基本保険金額を下回ることはありません。

- 積立期間中に被保険者が亡くなられた場合には、死亡保険金受取人は次のいずれか大きい額を死亡保険金としてお受取りいただけます。
- 遺族年金支払特約を付加することにより、死亡保険金を一括受取にかえて年金形式でお受取りいただけます。

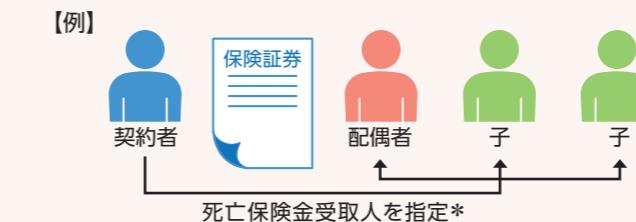


ご注意 責任開始日から2年以内に被保険者が自殺した場合や、ご契約者または死亡保険金受取人の故意による場合等の免責事由に該当するときには、死亡保険金のお支払いができないことがあります。免責事由について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

* 家族へ安心をのこすポイント

死亡保険金受取人を指定できます。

ご契約の際にあらかじめ死亡保険金受取人を指定いただくことにより「のこしたい人」へのスムーズな財産承継を生前から準備いただけます。



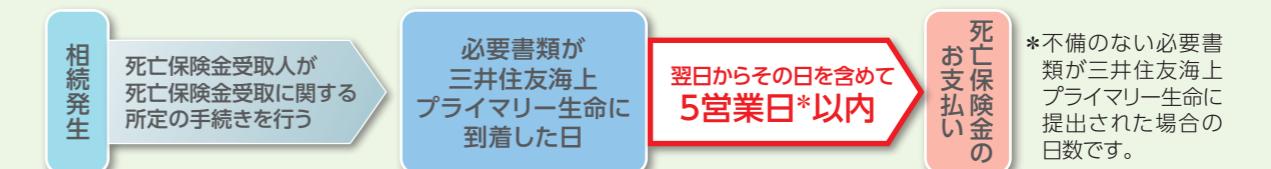
- 死亡保険金受取人は被保険者の3親等以内の親族または6親等以内の血族までご指定いただけます。
- 死亡保険金は「受取人固有の財産」となり、のこしたい人にのこせます。

* 死亡保険金請求権は、受取人固有の財産とされています。(ただし、最高裁の判例において、諸般の事情を考慮して相続人間に著しい不公平が生じる場合には、特別受益に準じて持ち戻しの対象になるとされています。)

すみやかに死亡保険金をお受取りいただけます。

死亡保険金は、指定された死亡保険金受取人が三井住友海上プライマリー生命に請求することにより、現金で迅速に支払われますので、すぐに使える資金として活用いただけます。預貯金等の相続財産は「遺産分割協議」の対象となりますですが、生命保険の死亡保険金は遺産分割協議の対象外です。

* 保険金支払の事実確認を行うことで、お支払いまでに日数がかかる場合があります。詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。



* 不備のない必要書類が三井住友海上プライマリー生命に提出された場合の日数です。

その他のお取扱い



遺族年金支払特約

死亡保険金を一括でのお受取りにかえて、年金形式でお受取りいただくことができる特約です。

- 年金のお受取りは確定年金となります。(年金受取期間:5年・10年・15年・20年・25年・30年)
- この特約を付加していても、死亡保険金受取人からのお申し出により、全部または一部を一時金でお受取りいただけます。



- 遺族年金支払特約により受取る年金額は、年金基金の設定時における基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいて計算され算出されますので、主契約のご加入時には定まっていません。
- 遺族年金支払特約による年金の受取期間中は、年金管理費が控除されます。

【お取扱いについての留意事項】

- ・年金額が10万円未満となる場合、一括でのお受取りとなり、ご契約は消滅します。
- ・年金額が3,000万円を超える場合は、年金額は3,000万円となります。3,000万円を超える部分の年金原資相当額は一時金として第1回年金受取日にお受取りいただけます。

年金のお受取りについて

*年金の受取手続き

年金受取開始日の約3か月前に、ご契約者宛に年金受取請求に関するご案内を送付させていただきます。

*年金の振込み

年金受取日の翌日からその日を含めて5営業日以内にご指定の口座にお振込みいたします。

※年金のお受取りについては、2023年4月1日現在の内容について記載しておりますが、今後変更となる可能性があります。

指定代理請求特約

被保険者が年金等をお受取りになる方(年金受取人)である契約において、その年金受取人に年金等を請求できない特別な事情がある場合、契約者(権利を承継された後は、年金受取人)によってあらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金等を請求することができる特約です。
詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

指定代理請求人

- 年金受取人が年金等を請求する意思表示ができない場合等に、年金受取人にかわって年金等を請求できる方です。

※被保険者と年金受取人が同一人である場合のみ指定することができます。

※指定代理請求人は、年金等のご請求のみ可能で、ご契約内容の変更(年金種類の変更等)のご請求を行うことはできません。

たとえばこんなとき…

- ・年金受取人が傷害や疾病で寝たきり状態となり、意思表示できなくなった。
- ・年金受取人が高齢で認知症等になり、意思表示できなくなった。

指定されていないと

△ 年金等の請求手続きは年金受取人からの請求が必要です。
そのため、本人が意思表示できない場合、年金等の請求手続きが難しくなります。

指定されれば

○ 指定代理請求人からの請求により、スムーズに年金等を受取ることができます。
※指定代理請求人名義の口座を年金の振込口座に指定することもできます。

- 指定代理請求人は、次の範囲から1名指定できます。

年金受取人の配偶者

年金受取人の直系血族
(子、孫、父母、祖父母など)

年金受取人の3親等以内の親族
(兄弟姉妹、おじ・おば、甥・姪など)

※その他上記以外で特別な事情がある方として、三井住友海上プライマリー生命が認めた方

後継年金受取人指定制度

年金をお受取りになる方(年金受取人)が権利を承継された後に亡くなられた場合に備え、後継年金受取人を、事前に指定することができる制度です。なお、後継年金受取人のご指定は1名のみとなります。詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

後継年金受取人

- 年金受取人が年金受取期間中に死亡された場合に、年金受取人の権利を引継ぐ方です。
あらかじめ指定することで、年金種類に応じて年金または死亡一時金を受取ることができます。

たとえばこんなとき…

- ・年金受取人が年金受取期間中に死亡された。

- 後継年金受取人は、次の範囲から1名指定できます。

被保険者

被保険者の配偶者

年金受取人の3親等以内の親族または6親等以内の血族
(子、孫、父母、祖父母、兄弟姉妹、おじ・おば、甥・姪、いとこなど)

指定されていないと

△ 年金または死亡一時金を受取る権利の承継順位は次とあります。
①被保険者 ②被保険者の配偶者 ③年金受取人の法定相続人
そのため、**遺したい方に遺せないかもしれません。**

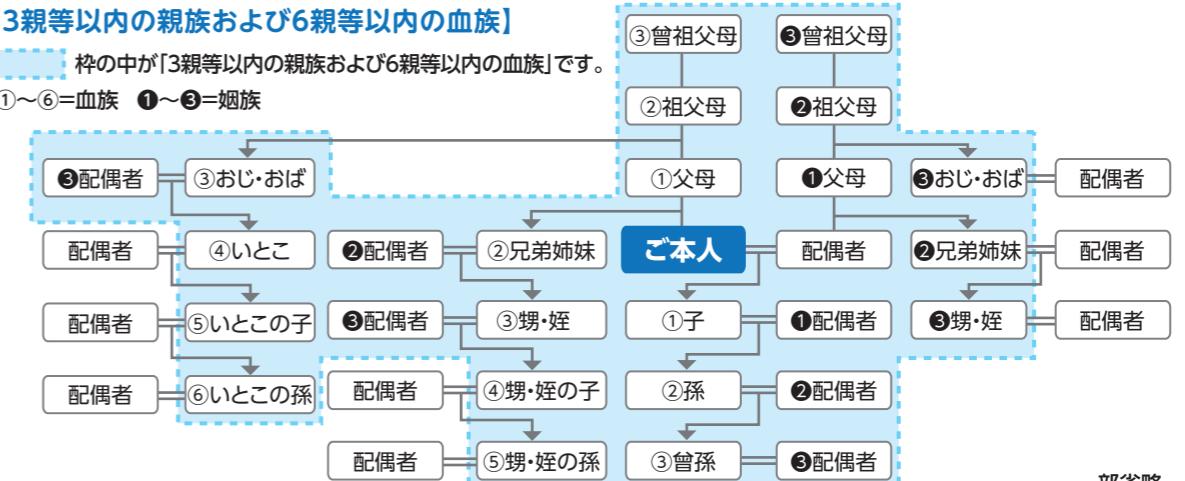
指定されれば

○ 後継年金受取人が年金または死亡一時金を受取ることができます。

【3親等以内の親族および6親等以内の血族】

△ 枠の中が「3親等以内の親族および6親等以内の血族」です。

①～⑥=血族 ①～③=姻族



諸費用について

この保険に係る費用についての詳細は、P.27～28をご覧ください。

解約について

解約についての詳細は、P.25をご覧ください。

税金について

この保険に関する税金のお取扱いについての詳細は、P.35～36をご覧ください。

ご契約のお取扱い



一時払保険料 (基本保険金額)	200万円以上 5億円以下(1万円単位) ※同一被保険者で、三井住友海上プライマリー生命の変額商品のご契約がある場合には、合算して5億円を超えることができません。		
契約年齢 (契約日における 被保険者の満年齢)	0歳～75歳		
積立期間	15年～20年(左記範囲内において1年刻みで選択可能) ※年金受取開始年齢の上限(90歳)を超える積立期間を選ぶことはできません。		
目標値の設定	110%、115%、120%から設定できます。目標値を設定しないこともできます。		
目標達成の判定	契約日より1年経過以後、積立期間中に毎日目標達成の判定を行います。		
年金について	年金種類	年金受取期間(保証期間)	年金受取開始年齢
目標達成した場合	確定年金	10年	2歳～90歳 ※第1回年金受取日は、振替日を起算日として、その翌年の振替日の応当日となります。 ※振替日から第1回年金受取日までの間に、年金受取人が他の年金種類に変更することができます。
目標達成しなかった場合 または、 目標値を設定しなかった場合	確定年金	5年、10年、15年、20年	15歳～90歳*
	年金総額保証付終身年金	終身	50歳～90歳
	保証期間付終身年金	終身(5年、10年、15年)	50歳～90歳
	保証期間付夫婦年金	終身(5年、10年、15年)	50歳～90歳
	*最終年金受取日における被保険者の年齢は105歳以下であることが必要です。		
契約日	三井住友海上プライマリー生命の申込書受付日(不備があった場合は、不備解消日)、または着金日のいずれか遅い日。(申込日とは異なることがあります。)		
契約者	被保険者の3親等以内の血族または配偶者		

死亡保険金受取人	被保険者の3親等以内の親族または6親等以内の血族
保険料の払込方法	一時払のみ
クーリング・オフのお取扱い	クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象です。 クーリング・オフ制度についての詳細は、P.30～31をご覧ください。
定額年金への移行	ご契約者のお申し出により、契約日から5年以上経過し、かつ積立期間中であれば、解約払戻金を原資とした定額年金に移行することができます。
契約者貸付制度	お取扱いしません。
増額	お取扱いしません。
一部解約	10万円以上(1万円単位) ※一部解約後の基本保険金額が200万円、または特別勘定の積立金額が20万円を下回る場合には、一部解約をお取扱いできません。
遺族年金支払特約	保険金の全部または一部を、一括でのお受取りにかえて年金形式で受取ることができます。
指定代理請求特約	あらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金等を請求することができます。
後継年金受取人 指定制度	年金受給権などの年金受取人の権利を承継する方(後継年金受取人)を、事前に指定することができる制度です。契約時に被保険者の同意を得て、下記の範囲で指定することができます。(1名のみ指定可) 【ご指定範囲】①被保険者 ②被保険者の配偶者 ③年金受取人の3親等以内の親族または6親等以内の血族 ※年金受取人死亡時に、後継年金受取人が指定されていない場合もしくは後継年金受取人が既に亡くなっている場合、次の順位で後継年金受取人とみなします。 ①被保険者 ②被保険者の配偶者(①の該当がない場合) ③年金受取人の法定相続人(①②の該当がない場合)

アフターサービスについて

お客さまサポート

ご契約後、以下のサービスをご利用いただけます。



- ご契約内容の照会
- 住所変更
- 生命保険料控除証明書の再発行
- ユニットプライス(特別勘定の基準価額)の照会 等

本サービスは、ご契約後に下記ホームページからご利用いただけます。



三井住友海上プライマリー生命ホームページ
<https://www.ms-primary.com>



【ご利用までの流れ】

① ログイン画面

三井住友海上プライマリー生命のホームページよりログイン画面へアクセスしてください。
契約成立後にお送りする保険証券に同封する挨拶状に、ログイン時に必要な仮パスワードをご案内しております。お客さま番号と仮パスワードにてログインのうえ、メールアドレスをご登録ください。

② 認証コードの入力

ご登録いただいたメールアドレス宛にお送りする認証コードを入力してください。

③ ログイン完了

任意のパスワードに変更して、マイページをご利用ください。

※仮パスワードがお手元にない場合や不明な場合は、新規ご登録画面へアクセスしてください。仮パスワードの発行ができます。

お電話 ご契約者さま専用ダイヤル

- ご契約内容の照会・変更
- 各種お手続きのご案内・各請求書類のお取り寄せ
- ユニットプライス(特別勘定の基準価額)の照会



受付時間
月曜日～金曜日
(祝日・年末年始を除く)
午前9時～午後5時

※証券番号または保険証券に記載のお客さま番号をお手元にご用意のうえ、ご契約者さまよりお問合せください。
※お電話の受付時間によっては、当日でのお手続きとならない場合があります。

ご家族登録サービス



契約者等によるご契約内容等の照会が困難になった場合にそなえ、ご家族の方をご登録いただけ
ることで、そのご家族からもご契約内容の照会が可能となるサービスです。ご登録は無料です。
ご家族は、戸籍上の配偶者・3親等以内の親族の中から契約者1名につき1名のみご登録いただけます。
(国内居住の方、成人に限ります。)

ご契約後にお届けする書類

ご契約後、三井住友海上プライマリー生命より、以下の書類をお届けします。

ご契約後

保険証券／生命保険料控除証明書／ご家族登録サービスのご案内 等
契約者あてに転送不要・簡易書留で郵送します。

積立期間中

ご契約状況のお知らせ
毎年4回、契約者あてにご案内します。
(発送時期:5月中旬～5月下旬、7月下旬～8月上旬、10月下旬～11月上旬、1月下旬～2月上旬)
※郵送でご案内する以外に、インターネットでもご照会いただけます。

目標達成した場合

目標達成通知兼支払請求書
一般勘定に振替え、運用成果を自動確保します。
年金受取人あてに上記書類を郵送します。

請求書受付後

【一括受取をご選択の場合】
お支払通知書
年金受取人あてに郵送します。

【年金受取をご選択の場合】
下記「年金受取中」をご覧ください。

年金受取前

年金受取に関する請求書類
契約者あてに郵送します。
※年金受取人が請求書類に必要事項を記入し、必要書類とあわせて年金支払開始日の14日前までに返送ください。

年金受取中

年金証書／お支払通知書
1回目の年金支払時、年金証書を郵送します。また、年金支払の都度、お支払通知書を郵送します。

※記載の内容は、2023年4月現在のものであり、将来変更が生じる場合があります。

Web版「ご契約状況のお知らせ」のご案内

三井住友海上プライマリー生命では、環境負荷低減のため、インターネット上で閲覧・ダウンロードいただけるWeb版の「ご契約状況のお知らせ」*をご提供しています。

*ご契約内容や各種情報を確認いただくために、定額商品は年に1回、変額商品は年に4回お送りしている書類です。

●ご契約状況のお知らせWebのご登録方法

- ・プライマリー生命マイページよりご登録いただけます。
- ・ご契約状況のお知らせWebにご登録されない場合は、「ご契約状況のお知らせ」を書面で郵送します。

ご契約状況のお知らせWeb

ご登録



※ご登録後、郵送通知に戻す場合はプライマリー生命マイページからお手続きください。

詳しくは、三井住友海上プライマリー生命ホームページをご確認ください。

契約概要



この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。

記載のお支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要を示しております。お支払事由や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

1 この保険のしくみについて

この保険は、払込みいただいた保険料を投資信託等を投資対象としている特別勘定で運用し、その運用実績に基づいて将来の死亡保険金額、解約払戻金額、および年金額等が変動(増減)するしくみの一時払の生命保険商品です。

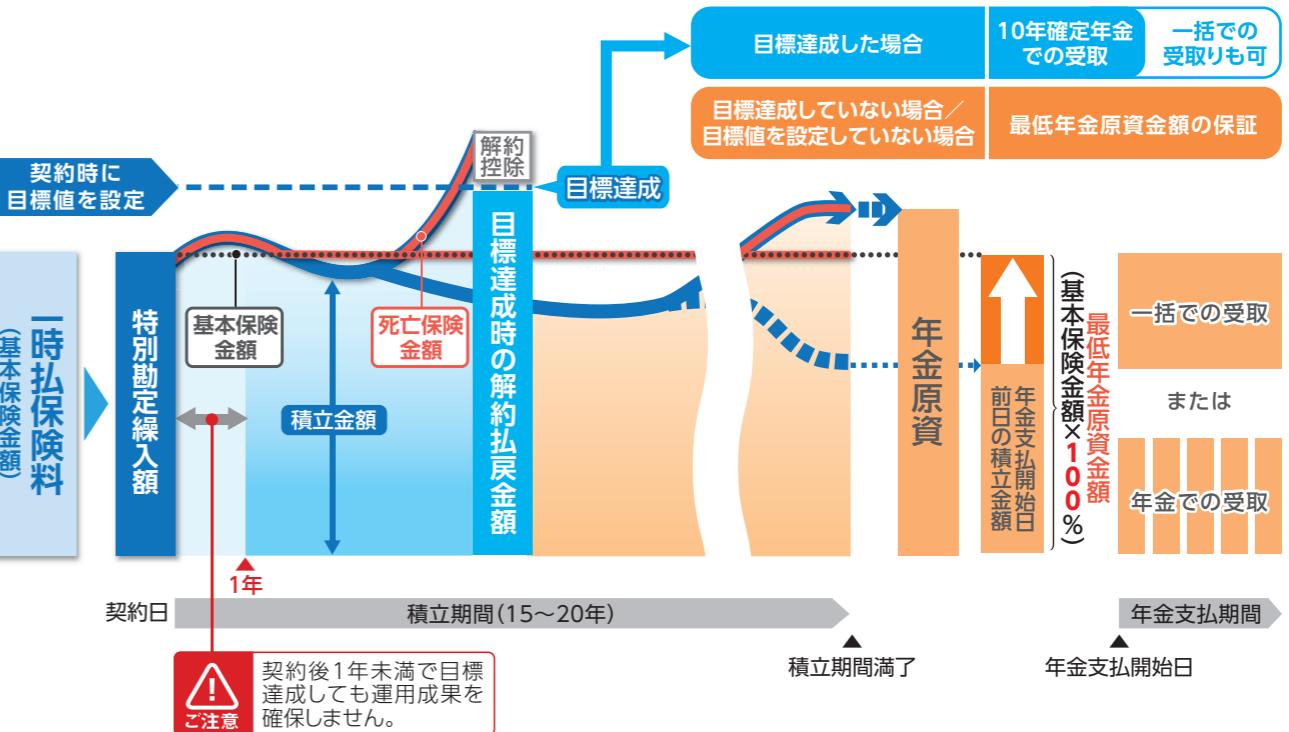
『届くしあわせ』の正式名称は、目標設定特則付変額個人年金保険(10)です。

- 契約時に目標値を設定いただくことで、運用成果を自動確保します。
- 積立期間満了時の運用実績にかかわらず、最低年金原資金額として、基本保険金額の100%を保証します。
- 積立期間中に被保険者が死亡した場合、運用実績にかかわらず、死亡保険金として、基本保険金額の100%を保証します。

この保険は、市場の変動により損失が生じるおそれがあります。

※ 詳しくは、「注意喚起情報」P.28の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

【イメージ図】



※上図はイメージ図であり、死亡保険金額、積立金額等を保証するものではありません。
実際の死亡保険金額、積立金額等は運用実績に応じて変動(増減)します。

※上図は、積立期間中に解約、一部解約がなった場合のものです。

2 運用成果の自動確保について

- 契約時に目標値(110%、115%、120%のいずれか)を設定いただくことで、契約日から1年経過以後の積立期間中に、解約払戻金額(契約日から10年以上の場合には、積立金額)が目標金額(基本保険金額に目標値を乗じた額)に到達した場合(目標達成した場合)、自動的に運用成果が確保されます。
- 目標値を設定しないこともできます。
- 目標値を設定した場合、目標値の設定を解除することはできません。また、契約日以後に目標値を変更・設定することもできません。
- 目標達成した日の翌日(振替日)を起算日として、その翌年の振替日の応当日から確定年金(年金支払期間10年)でお受取りいただけます。
- 年金でのお受取りにかえて一括でのお受取りもご選択いただけます。

- ご注意
- 目標達成の判定は、積立金額から解約控除額を差引いた解約払戻金額で行います。したがって、積立金額が目標金額に到達しても目標達成とはなりません。なお、契約日からの経過年数が10年以上の場合には、解約控除がかからないため、目標達成の判定は積立金額で行います。
 - 目標達成した場合の年金額は、目標達成した日の解約払戻金額(一般勘定振替額)を原資として、振替日における基礎率等(予定期率、予定死亡率等)に基づいて計算され算出されますので、ご加入時には定まっていません。

3 特別勘定の種類と運用方針等について

- 特別勘定の種類と特別勘定の運用方針は三井住友海上プライマリー生命が定めます。また、これらについては今後変更することがあります。特別勘定は、投資信託等を主な投資対象とし、その組入比率は原則高位を維持しますが、保険契約の異動等に備え一定の現預金等を保有することがあります。
- この保険では、1つの特別勘定で構成される特別勘定群を、1または2以上設定しています。この保険の特別勘定群は「JF型」です。



一時払保険料は、ご契約の申込日からその日を含めた8日目のユニットプライスを基準として翌日に特別勘定へ繰入れられます。ただし、契約日が申込日からその日を含めた8日目の翌日となる場合には、契約日のユニットプライスを基準として翌日に繰入れられます。

特別勘定の評価方法について

- 特別勘定資産の評価は毎日行い、その結果を積立金の増減に反映させます。
- 特別勘定資産の評価方法は次のとおりです。ただし、この評価方法については、将来変更されることがあります。
 - ① 有価証券その他公正なる会計慣行で有価証券に準じた取扱いが適当とされる資産については、時価<*>により評価するものとします。
 - ② ①以外の資産については、原価法によるものとします。
 - ③ 為替予約、先物・オプション取引等のデリバティブ取引については、時価<*>により評価を行い、評価差額を損益に計上します。
- <*> 時価については、三井住友海上プライマリー生命が評価日に合理的な方法により入手できる価格を使用します。なお、評価日の価格が把握困難な場合、前日の価格を使用します。

特別勘定の種類と運用方針

- 特別勘定の種類、特別勘定の運用方針、および主な投資対象となる投資信託等は、以下のとおりです。

種類	特別勘定群	特別勘定の名称	主な投資対象となる投資信託	運用方針	資産運用関係費(消費税込)
運用会社		三井住友DSアセットマネジメント株式会社			
バランス型	JF型	バランスR20	SMAM・マルチアセットVJ	実質的に国内外の株式・債券に分散投資を行うことにより、長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。	年率 0.1875%程度

この「契約概要」に記載の特別勘定に関する事項は、概要を示しております。

特別勘定に関する事項の詳細については、「特別勘定のしおり」に記載しておりますのでご確認ください。この保険の運用実績(ユニットプライスの騰落率等)については、三井住友海上プライマリー生命のホームページの「ユニットプライス」「特別勘定運用レポート」のページでご確認いただけます。

4 保障の内容について

死亡保険金

積立期間中に被保険者が死亡された場合、その時点の積立金額または基本保険金額のいずれか大きい額を死亡保険金として、死亡保険金受取人にお受取りいただけます。



免責事由に該当するときには、[死亡保険金のお支払いができないことがあります](#)。免責事由について詳しくは、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。

5 年金について

1.年金受取

年金の受取方法として次のの中からご選択いただけます。また、年金種類の変更および年金でのお受取りにかえて一括でのお受取りもご選択いただけます。

目標達成した場合は、確定年金(年金支払期間10年)でのお受取りとなります。その場合でも振替日から第1回年金支払日までであれば、年金の種類の変更および一括でのお受取りもご選択いただけます。

● 確定年金【年金支払期間：5年、10年、15年、20年】

設定された期間中、毎年定額の年金をお受取りいただくことができます。年金支払期間中に被保険者が死亡された場合、未払年金現価を死亡一時金<*>としてお受取りいただくことができます。

● 年金総額保証付終身年金

被保険者が生存している間は、毎年定額の年金を生涯お受取りいただくことができます。また、被保険者が死亡された場合でも、受取累計額が年金原資の額に到達するまでは、年金を引き継ぎお受取りいただくことができます。死亡一時金はありません。

● 保証期間付終身年金【保証期間：5年、10年、15年】

被保険者が生存している間は、毎年定額の年金を生涯お受取りいただけます。保証期間中に被保険者が死亡された場合、保証期間中の未払年金現価を死亡一時金<*>としてお受取りいただけます。

● 保証期間付夫婦年金<*>【保証期間：5年、10年、15年】

被保険者とその配偶者のいずれか一方が生存している間は、毎年定額の年金を生涯お受取りいただけます。保証期間中に被保険者とその配偶者のいずれかが死亡された場合、保証期間中の未払年金現価を死亡一時金<*>としてお受取りいただけます。

<*> 死亡一時金のお受取りにかえて、保証期間満了(確定年金の場合は年金支払期間満了)まで引き継ぎ年金としてお受取りいただけます。

<*> 保証期間付夫婦年金は、年金支払請求に関するご案内の書面が到着した後にご選択いただけます。

- ご注意**
- 将来受取る年金額は、年金原資[一般勘定振替額]および年金支払開始日[振替日]における基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいて計算され算出されますので、ご加入時には定まっていません。
 - 終身年金は、被保険者(夫婦年金の場合はご夫婦の両方)が早期に死亡される、保証期間中(年金総額保証付終身年金の場合は受取保証部分の支払中)に年金の一括受取をされる等の場合には、受取総額が年金原資を下回ることがあります。

2. 定額年金への移行

契約者のお申し出により、契約日から5年以上経過し、かつ積立期間中であれば、解約払戻金を原資とした定額年金へ移行することができます。(選択できる定額年金の種類は前記と同様)

移行後の年金支払開始日は、契約締結時の年金支払開始日からとなります。

- ご注意**
- 将来受取る年金額は、解約払戻金額および移行日における基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいて計算され算出されますので、ご加入時には定まっていません。
 - 定額年金への移行後は、特別勘定での運用はされず、年金原資の最低保証はなくなります。また、特別勘定での運用に戻すこともできません。

6 配当金について

この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

7 主契約に付加できる主な特約について

● 遺族年金支払特約

被保険者が死亡された場合に、死亡保険金の全部または一部を、一括でのお受取りにかえて年金形式でお受取りいただけます。

● 指定代理請求特約

あらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金等を請求することができます。

※ 特約について詳しくは、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。

8 ご契約のお取扱いについて

一時払保険料 (基本保険金額)	200万円以上5億円以下(1万円単位)
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)	0歳~75歳
積立期間	15年~20年 ※ 年金支払開始年齢の上限(90歳)を超える積立期間を選ぶことはできません。
年金支払開始年齢	目標達成した場合 確定年金:2歳~90歳 目標達成しなかった場合、または目標値を設定しなかった場合 確定年金:15歳~90歳 ※ 確定年金における最終年金支払日は、被保険者の年齢が105歳以下であることが必要です。 年金総額保証付終身年金:50歳~90歳 保証期間付終身年金:50歳~90歳 保証期間付夫婦年金:50歳~90歳
年金支払期間	確定年金:5年、10年、15年、20年 年金総額保証付終身年金:終身 保証期間付終身年金:終身(保証期間:5年、10年、15年) 保証期間付夫婦年金:終身(保証期間:5年、10年、15年)
保険料の払込方法	一時払のみ
目標値の設定	110%、115%、120% ※ 目標値を設定しないこともできます。
増額	お取扱いしません
一部解約	10万円以上(1万円単位) ※ 一部解約後の基本保険金額が200万円、または特別勘定の積立金額が20万円を下回る場合には、一部解約をお取扱いできません。

※ 同一被保険者で、三井住友海上プライマリー生命の変額商品のご契約がある場合には、合算して5億円を超えることはできません。

※ 一時払保険料の払込経路は、三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の口座への送金となります。

※ この保険の保険期間は、積立期間と年金支払期間の2つからなります。

9 解約払戻金について

- 積立期間中であればいつでも、ご契約の全部または一部を解約して解約払戻金を受取ることができます。払戻金額は解約日における積立金額から解約控除額を差引いた金額となります。ただし、ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。



この保険では、特別勘定の運用実績によって積立金額が変動（増減）します。したがって、運用状況によっては受取る払戻金が払込保険料を下回る場合があります。

- 解約控除額は、契約日から解約日までの年数が10年未満の場合に、契約日からの経過年数に応じた下記の解約控除率を解約控除対象額＜＊＞に乗じた金額となります。

＜＊＞「解約控除対象額」は、解約の場合は一時払保険料となり、一部解約の場合は一部解約請求金額となります。ただし、一部解約請求金額が一時払保険料を上回る場合には、「解約控除対象額」は一時払保険料を上限とします。一部解約の際に解約控除対象額として取扱われた金額については、以後の解約控除対象額の計算の対象とする一時払保険料から控除して取扱います。

■ 解約控除率

契約日からの経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
解約控除率	8.0%	7.2%	6.4%	5.6%	4.8%	4.0%	3.2%	2.4%	1.6%	0.8%	0%

10 諸費用について

諸費用については、「注意喚起情報」P.27の「1.諸費用に関する事項の概要について」をご参照ください。

注意喚起情報



この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい重要な事項を記載しております。

「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項等の詳細やご契約の内容に関する事項は「**ご契約のしおり・約款**」に、運用に関する事項は「**特別勘定のしおり**」に記載しておりますのでご確認ください。



1. 諸費用に関する事項の概要について

この保険に係る費用の合計は、以下の費用の合計となります。

● ご契約時にご負担いただく費用

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

● 積立期間中にご負担いただく費用

項目	目的	費用	時期
保険関係費	ご契約の締結および維持等に必要な費用ならびに死亡保険金等を支払うための費用	積立金額に対して年率2.58%	左記の年率の1/365を乗じた金額を毎日控除
資産運用関係費	特別勘定の運用にかかる費用	特別勘定の資産残高に対して年率0.1875%程度(消費税込)	左記の年率の1/365を乗じた金額を毎日控除

- 資産運用関係費は信託報酬等を記載しています。この他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の費用・税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用が発生する場合は、特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。
- 資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

● 年金支払期間中にご負担いただく費用(遺族年金支払特約による年金支払期間中も含みます。)

項目	目的	費用	時期
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用ならびに年金等を支払うための費用	年金額に対して1%	年金支払日に責任準備金から控除

※ 上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。

● 目標達成・解約・一部解約時にご負担いただく費用

契約日から目標達成した日までの年数、または契約日から解約日もしくは一部解約日までの年数が10年未満の場合には、契約日からの経過年数に応じて解約控除対象額(目標達成・解約の場合は一時払保険料、一部解約の場合は一部解約請求金額)に解約控除率を乗じた金額(解約控除額)が積立金額から差引かれます。なお、契約日から10年未満で一般勘定で運用する定額年金へ移行した場合にも、契約日からの経過年数に応じた解約控除がかかります。

■解約控除率

契約日から の経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
解約控除率	8.0%	7.2%	6.4%	5.6%	4.8%	4.0%	3.2%	2.4%	1.6%	0.8%	0%

※ 目標達成後に解約した場合、解約控除の適用はありません。

2. この保険のリスクについて

この保険は、払込みいただいた保険料を投資信託等を投資対象としている特別勘定で運用し、その運用実績に基づいて将来の死亡保険金額、解約払戻金額、および年金額等が変動(増減)するしきみの生命保険商品です。特別勘定の資産は、主に国内外の株式・債券等に投資する投資信託等を通じて運用されるため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、解約払戻金等のお受取りになる合計額が払込まれた保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

3 反社会的勢力に該当する場合は お申込みはできません

契約者、被保険者、保険金等受取人が、次のいずれかに該当する場合は保険契約のお申込みはできません。

- ・ 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ・ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ・ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ・ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

また、契約締結後に反社会的勢力に該当することが発覚した場合は、将来に向かって契約を解除します。

4 この保険はクリーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象です

お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日と「契約締結前交付書面」を交付された日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面またはメールによるお申出により、契約のお申込みの撤回または契約の解除（以下、お申込みの撤回等）をすることができます。

【書面】

書面によるお申込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力が生じます。

書面に下記内容をご記入のうえ、三井住友海上保険へ郵送してください。

＜郵送先＞

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
三井住友海上保険マリーライフ・クーリング・オフ担当

＜記入内容＞

記載いただく事項	記入例
①申込番号 (契約申込書の右下に記載があります。)	①ABXXXXXXX
②書面送付先	②三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
③お申込みの撤回をする旨の意思表示	③申込の撤回を行います。
④お申込みの撤回を希望する理由(任意)	④○○○○○○○○のため。
⑤募集代理店	⑤○○○○銀行
⑥一時払保険料の金額	⑥10,000,000円
⑦保険料送金済みの場合、返金口座 (申込者または契約者の本人口座)	⑦○○○○銀行 ○○支店 普通△△△△△△△△△ 口座名義人 ホケン タロウ
⑧住所	⑧東京都千代田区○○町○○
⑨電話番号(日中連絡先)	⑨03-○○○○-○○○○
⑩生年月日	⑩昭和○○年○○月○○日
⑪契約者(申込者)フリガナ	⑪ホケン タロウ
⑫契約者(申込者)氏名(自署)	⑫保険 太郎

【メール】

メールによるお申込みの撤回等は、メールの発信時(送信時)に効力が生じます。

お申出は、三井住友海上プライマリー生命ホームページ (<https://www.ms-primary.com>) からとなります。

＜お手続き方法＞

三井住友海上プライマリー生命ホームページの「お問合わせ」にある「クーリング・オフ制度（お申込みの撤回・契約の解除）」内の「メールによるお申出はこちら」よりお手続きいただけます。

お申込みの撤回等があった場合は、三井住友海上プライマリー生命に保険料としてお払込みいただいた金額を全額返還いたします。

次の場合には、お申込みの撤回等をすることはできません。

- ・お申込者またはご契約者が法人(会社)の場合、または個人事業主(雇用主)が事業としてご契約された場合
- ・ご契約の内容変更(特約中途付加など)の場合

お申込みの撤回等の書面の投函またはメールと行違いに保険証券が到着した場合や、お申込みの撤回等に関するお問合わせは、下記お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お客さまサービスセンター(お問合わせのみです。電話、FAXでのお申出はできません。)

フリーダイヤル 0120-142-605

受付時間：月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～午後5時

5 責任開始期等・生命保険募集人の権限について

お申込みいただいたご契約を三井住友海上プライマリー生命がお引受けすることを決定(承諾)した場合には、一時払保険料の払込みと申込みがともに完了した時から三井住友海上プライマリー生命は保険契約上の責任を負います。

三井住友海上プライマリー生命がご契約のお引受けを決定(承諾)した日を契約日とし、保険期間は契約日からその日を含めて計算します。

特別勘定への繰入日は、申込日からその日を含めた8日目のユニットプライスを基準として、その翌日となります。ただし、契約日が申込日からその日を含めた8日目の翌日以後となる場合には、契約日のユニットプライスを基準として、その翌日となります。

【特別勘定への繰入れ】

<契約日が申込日から8日目までの場合>

申込日 | 2日目 | 3日目 | 4日目 | 5日目 | 6日目 | 7日目 | 8日目 | 9日目

↑
特別勘定への繰入日

<契約日が申込日から8日目の翌日以後の場合>

申込日 | 2日目 | 3日目 | 4日目 | 5日目 | 6日目 | 7日目 | 8日目 | 9日目 | 10日目 | 11日目

↑
契約日 ↑
特別勘定への繰入日

生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。

保険契約の成立後に変更等をされる場合にも、原則として三井住友海上プライマリー生命の承諾が必要となります。

6 保険金等をお支払いできない場合について

被保険者が死亡されても、以下のとおり保険金等をお支払いできないことがあります。

責任開始日から2年以内に被保険者が自殺した場合や、ご契約者または保険金等の受取人の故意により被保険者が死亡した場合等の免責事由に該当するときには、保険金等のお支払いができないことがあります。

重大事由によりご契約が解除された場合、保険金等をお支払いできないことがあります。代表的なものは次のとおりです。

- ・ご契約者または保険金等の受取人が保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき
- ・ご契約者、被保険者、保険金等の受取人(年金受取人の地位を承継した後継年金受取人を含みます。)が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき

詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効の場合、受取った保険料は戻さないかもしれません。

- ・ご契約者、被保険者または受取人の詐欺または強迫を理由として保険契約を締結したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を取消した場合
- ・ご契約者が保険金等を不法に取得する目的、または他人に保険金等を不法に取得させる目的で保険契約を締結したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を無効とした場合

7 解約と解約払戻金について

積立期間中であればいつでも、ご契約の全部または一部を解約して解約払戻金を受取ることができます。ただし、ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。

解約払戻金額は解約日における積立金額から解約控除額を差引いた金額となります。なお、積立金額は特別勘定による運用により変動(増減)しますので、株価の下落や為替の変動等の投資リスクがあり、運用実績によっては解約払戻金が一時払保険料を下回る可能性があります。(解約払戻金には最低保証はありません。)解約払戻金の運用実績ごとの推移については、「ご契約のしおり・約款」の例表をご確認ください。

契約日から解約日までが10年未満の場合、契約日からの経過年数に応じて解約控除対象額の一定割合(解約控除額)が差引かれます。詳細につきましては、「契約概要」P.25の「9.解約払戻金について」をご参照ください。

8 生命保険会社が経営破綻に陥った場合等について

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。

三井住友海上プライマリー生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額等が削減されることがあります。

※ 詳細につきましては、生命保険契約者保護機構 (TEL:03-3286-2820) までお問合せください。

9 預貯金等との違いについて

この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預貯金とは異なり、元本保証はありません。

この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

10 特別勘定に属する資産の種類、評価方法、および運用方針について

特別勘定に属する資産の種類、評価方法、および運用方針については、当冊子の「契約概要」をご確認ください。また、資産運用に関する事項の詳細については、「特別勘定のしおり」に記載しておりますのであわせてご確認ください。

11 その他のご注意いただきたい事項について

■ 保険契約の乗換えについて

現在ご契約されている保険契約を解約・一部解約することを前提に新たな保険契約のお申込みをされる場合、お客さまにとって不利益となることがありますのでご注意ください。

- 新たなご契約につきましては、被保険者の健康状態等によってはご契約をお断りする場合があります。また、告知義務違反の場合や責任開始日から2年以内の自殺、責任開始期前の発病等の場合には、保険金が支払われないことがあります。
- 現在のご契約を解約された場合、多くの場合は解約払戻金は払込保険料より少ない金額となります。また、特約を含めたご契約の効力は失われます。なお、新たなご契約のお取扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。

※ 上記は乗換えに際して、お客さまに不利益と思われる一般的な事項を掲げております。保険商品によっては上記以外の事項もある場合がありますので、三井住友海上プライマリー生命へご相談ください。

■ 個人情報のお取扱い・支払査定時照会制度について

三井住友海上プライマリー生命は、お客さまの個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。

個人情報に関する事項にご同意のうえ、保険契約をお申込みください。ご同意いただけない場合は、お申込みをお引受けできません。

保険金等のご請求に関し、お客さまのご契約内容を照会させていただくことがあります。(支払査定時照会制度)

個人情報のお取扱い・支払査定時照会制度の詳細については、「ご契約のしおり・約款」に記載しております。

■ お引受けにあたっての重要な事項について

保険料を借入金で調達した場合、運用実績等によっては解約払戻金等が借入元利金を下回り、借入元利金を返済できなくなることがあります。このため、三井住友海上プライマリー生命では借入金を一時払保険料に充当することを前提としたご契約のお引受けはしておりません。

次の場合にも、ご契約のお引受けはしておりません。

・ 被保険者が入院中の場合

次のケースについても入院中に準じた取扱いとなります。

- (1) 継続入院中の一時帰宅
- (2) 末期療養(ターミナルケア)のための帰宅
- (3) 申込日以降の入院予定や検査入院
- (4) 余命宣告を受けた場合
- (5) 特別養護老人ホームおよび医療施設に準ずる施設(介護療養型医療施設、介護医療院、介護老人保健施設)に入所中もしくは入所予定

- ・ ご契約者、被保険者、死亡保険金受取人が、日本国内に居住していない場合、または永住目的の海外渡航予定がある場合

12 保険会社の商号と住所等について

商 号	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
TEL	0120-125-104
ホームページ	https://www.ms-primary.com

13 税金のお取扱いについて

● 一時払保険料の税務

お払込みいただいた保険料は、その年の「一般の生命保険料控除<＊1>」の対象となります。

<＊1> 保険料の支払方法が一時払の個人年金保険の場合、「一般の生命保険料控除」の対象となります。

● 解約払戻金に対する課税

解約時の差益に対し以下のとおり課税されます。

年金種類	契約日から5年以内の解約の場合	契約日から5年超の解約の場合
確定年金	20%源泉分離課税	
年金総額保証付終身年金		
保証期間付終身年金		所得税(一時所得) + 住民税
保証期間付夫婦年金		

● 死亡保険金に対する課税

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税<＊2>
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得) + 住民税
本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税

<＊2> 「生命保険の非課税枠(500万円×法定相続人数)<相続税法第12条>」が適用されます。

● 年金支払開始時に年金原資を一括で受取る場合の課税

契約日から5年以内	契約日から5年超
20%源泉分離課税	所得税(一時所得) + 住民税

※ 目標達成した場合の振替日から年金支払開始日までの間に一括でのお受取りをした場合には、契約日からの経過年数に応じて上記の税金が課税されます。

※ 契約者と年金受取人が異なる場合は、契約日からの経過年数にかかわらず贈与税が課税されます。

● 年金に対する課税

契約形態	課税時	税金の種類
	毎年の年金支払時	所得税(雑所得) + 住民税
契約者と 年金受取人が 同一人の場合	確定年金	所得税(一時所得) + 住民税
	年金総額保証付終身年金	
	保証期間付終身年金	
	保証期間付夫婦年金	所得税(雑所得) + 住民税
契約者と 年金受取人が 異なる場合	年金支払開始時	贈与税<＊3>
	毎年の年金支払時	所得税(雑所得) + 住民税

<＊3> 相続税法上の年金受給権評価額に対し課税されます。

● ご参考

一時所得について

他の一時所得と合算して年間50万円の特別控除があります。特別控除額の50万円を超える部分については、その1/2の金額が他の所得と合算して総合課税されます。

一時所得の課税対象金額=[{収入(受取金額)-必要経費(一時払保険料)}-特別控除額(50万円)]×1/2

年金受取時の雑所得について

雑所得の場合、下記の方法で計算された雑所得金額が、他の所得と合算されて、所得税として総合課税されます。

雑所得金額=その年ごとに受取る年金額-必要経費

- 税金のお取扱いについての詳細は、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。
- 所得税が発生する場合、2013年1月1日から2037年12月31日までの所得税に復興特別所得税が適用され、「基準所得額×2.1%」があわせてかかります。
- 税制上のお取扱いは2022年12月1日現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務取扱いについては所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。



ご注意

14

保険金等のお支払いに関する手続き等の留意事項について

お客さまのご請求に応じて保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけではなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明点が生じた場合等についても、すみやかに三井住友海上プライマリー生命お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合、またはお支払いでない場合については、「[ご契約のしおり・約款](#)」または三井住友海上プライマリー生命ホームページ (<https://www.ms-primary.com>) に掲載しておりますのであわせてご確認ください。

三井住友海上プライマリー生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができることがありますので、ご契約者の住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

被保険者が年金受取人である契約において、その年金受取人に年金等を請求できない特別な事情があるとき、契約者（年金支払開始日以後は、年金受取人）によってあらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金等を請求することができます。指定代理請求人を指定した際には、その指定代理請求人に、年金等の支払事由および代理請求ができることについてお伝えください。（詳細につきましては、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。）

15

生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情について

生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、下記「お問い合わせ・ご相談受付先」までご連絡ください。

三井住友海上プライマリー生命 お客さまサービスセンター

フリーダイヤル イッショニ ローゴ

0120-142-605

（一緒に 老後）

受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～午後5時

16

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」について

この保険に係る指定紛争解決機関は、(一社)生命保険協会です。

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

（ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）

なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

MEMO

MEMO



お申込みの前にもう一度ご確認ください

届くしあわせは、
預貯金とは異なり、
元本保証のない
生命保険商品です。



▶ 詳しくは、33ページ「9.預貯金等との違いについて」をご覧ください。

届くしあわせは、
株式、債券、為替相場等の影響を
受けたため、解約払戻金額が
一時払保険料を下回ることが
ございます。

▶ 詳しくは、28ページ「2.この保険のリスクについて」をご覧ください。

届くしあわせは、

積立期間中、年金支払期間中に
費用がかかります。



▶ 詳しくは、27~28ページ「1.諸費用に関する事項の概要について」をご覧ください。



届くしあわせは、

年金の口座着金日が、
年金支払日の翌日からその日を
含め、5営業日以内となります。

▶ 詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。